

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<法務>

 
特別受益持ち戻し免除の推定 (民法 903 条 4 項新設)

夫婦間の居住用不動産の贈与がし易くなりました



要件: 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方から他の一方に対する居住用不動産の遺贈、贈与。

贈与した一方が亡くなった際に、
贈与財産を遺産に持ち戻す必要がないことを推定します。

内容のご質問等については、TEL 0258-34-3213 担当 司法書士大野豊事務所 大野まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。